

番号	意見	意見に対する対応
1	湯沢町子ども・子育て支援計画事業の子どもの定義について教えてください。	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、0歳から18歳未満を対象としています。
2	仮に未成年と定義されている場合、18歳までの保護者を対象としたアンケートや本人への聞き取り調査の実施や、サービスを広く周知することが必要と思われますが、行う予定はありますか。	子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査は、0歳から11歳（小学6年生）までのお子さんをもつ保護者、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画における生活実態調査は、0歳から18歳（高校3年生）までのお子さんをもつ保護者を対象に実施しました。また、こどもから直接意見を聞くワークショップをプレ実施しましたが、国ではこどもの意見を政策に反映する取組を進めているところですので、今後の計画では、保護者へのアンケートにとどまらない調査方法の検討や、サービスの周知方法の検討が必要と考えております。
3	仮に中学生までとした場合、15～18歳を対象から除いた理由は何でしょうか？貧困問題やその他支援や相談が必要な子どもや家庭がある可能性があります対象にすべきと考えます。	こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画における生活実態調査は、0歳から18歳（高校3年生）までのお子さんをもつ保護者を対象に調査を実施しました。また、高校生以上は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者育成支援計画により、その内容を定める（努力義務）ことになっています。今後、こども基本法などの関連法令や、努力義務となっている関連計画なども考慮しつつ、この世代に係る計画づくりについて検討していきます。
4	次世代育成支援行動計画の次世代の定義について教えてください。	次世代育成支援対策推進法第2条に「この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。」と定義されています。なお、次世代育成支援行動計画は5年を1期とする策定義務のある法定計画となっています。
5	p12、支援事業の利用状況ですが、相談窓口⑧、②、⑥について、利用意向に対して利用者が少ない傾向があります。利用のし易さなどの改善が必要と思います。また個人情報などの問題もあると思いますが、地域の民生委員さんが身近な相談窓口としての機能を持つことが期待されますので、誰が地域の民生委員さんなのか、周知や行政の横の繋がりが必要と考えます。	ご意見を参考に、相談窓口の周知方法などについて、検討を進めていきたいと考えております。

番号	意見	意見に対する対応
6	p 16子どもたちの育ちを巡る環境について、いずれもないと回答した方が12.8%います。安心して住まうためには、緊急時（土日祝日）に対応してくれる場所の提供が必要と思います。	ご意見を参考に、緊急時（土日祝日）に対応してくれる場所の提供体制について検討を進めていきたいと考えております。
7	p 34就学前の子どもに対する教育・保育、認定こども園の項目、文中の「子どもたちの基本的生活習慣の状況把握・・・総合子育て支援センターやこども園、学校で保護者支援・・・」ですが、学校で行う保護者支援とはどのような支援ですか？教師の仕事ではないため、学校に保護者支援担当など任用されるのでしょうか？	わかりにくい表現になっていましたので修正いたします。 「子どもたちの基本的生活習慣の状態を把握し、総合子育て支援センターがこども園や学校と連携し、保護者支援を行うことにより、家庭の教育力向上を図ります。」
8	p 60、地域における人材育成「地域学校協働活動による学習支援について」、学校への支援事業が残り続ける部分はもちろんありますが、人材を育成という観点からは、支援から協働活動へ文科省が示すように移行していくための目標設定が必要です。ボランティアの活用が人材育成の項目としてあがっているのは意味が全く分かりません。たとえば、「協働活動として関わる企業や団体、個人の方に理解を促し、積極的に参加していただき横の繋がりと連携を深める」でしたら、広く理解してくださる人材を育成するということになろうかと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、記述内容を修正し目標数等を検討いたします。 【事業名】地域学校協働活動の活性化 【内容】協働活動として関わる企業や団体、個人の方に積極的に参加していただき、理解と連携を深める 【令和6年度実績】地域学校協働本部の周知及び登録依頼 【令和11年度目標】企業や団体、個人による協働活動の活発な実施
9	p 64、予防接種の実施目標が60%ですが、理由を教えてください。社会の中で感染拡大をおさえる集団免疫を考慮した場合、60%は低いです。科学的な根拠のもと情報提供した上で打つ打たないは個人の自由ですが、自治体として予防接種法で定められた事業について適切な目標値についてご検討ください。	令和5年度の乳幼児期の予防接種の平均接種率は72.3%、学童期の予防接種の平均接種率は42%です。全体としては57.2%の接種率となっているため、段階を踏んで接種率向上を目指すために令和11年度目標を60%としています。特に学童期はHPVワクチンの接種率の低さが起因しているため、接種率の向上に努めます。

番号	意見	意見に対する対応
10	p 75、ICTの活用について、電子黒板の現在の利用頻度と目標を入れてください。開校して11年ほどたちますが、利用がそれほど進んでいるようには見えません。例えば、数学ではすべて利用する、1日5時間の授業中2時間利用する、など目標を具体的にお示しください。また、ICTの活用を推進するためには、ICT職員の配置が必要と考えますが、配置の予定と今後の見通しをお示しください。またICT職員の任用ができないのであれば、教師の負担にも繋がります。教師の負担を減らし。教育の質を上げるためにICTの活用をどのようにすすめていくのか、具体的にお願いします	ICTの活用については、前回の計画見直しを行った時点から状況が変わってきており、以下のように修正し、効果的な活用を行っていきたいと考えております。 【内容】一人1台タブレット等のICT機器などを、授業等に積極的に取り入れ、児童生徒の学習の充実を図ります。 【令和6年度実績】一人1台タブレットは、令和3年度から導入して活用しています。ICT機器を、習熟学習、調べ学習、プレゼン等に活用し、効果を上げています。また、ICT支援員が週1日、湯沢学園にて教職員をサポートし、授業支援を行っています。 【令和11年度目標】効果的な場面を見極めてICT機器などを積極的に活用し、主体的・対話的で学びの実現を目指します。 ・タブレット、パソコン、プロジェクター、大型提示装置、電子黒板、電子教科書、各種アプリ等の活用
11	p 77、各地区と連携した 小中合同地域奉仕 活動（湯沢っ子絆 活動）の実施について、「町内の活動に子どもが参加できるよう、学校による連絡調整の実施」は学校負担が大きい為、今後は学校の調整を縮小していくことを学校運営協議会で合意しています。一方で、地域の事を学び地域の方々と活動を行うことは、地域主体で作っていくことが可能です。例えば、ネオ神立っ子のような社会教育団体の立ち上がりは、学校が間に入って調整を必要としません。よって、5年後も学校の調整が今後も必要な絆活動は、目標として、適さないと考えます。地域と関わりながら心を豊かに育む活動は、地域学校協働活動において持続可能な形で展開が必要です。	【令和11年度目標】を修正いたします。 ・町内会のニーズに合わせ、子どもたちが参加できるよう、地域学校協働活動において実施します。
12	p 92、安全安心なまちづくりに関して、学校内に防犯カメラの設置が必要ではないでしょうか？学園の構造上、公務センターや各教室、どこでも誰もが出入りできる構造になっています。安心のために必要と考えます。	湯沢学園の要望を踏まえて、検討させていただきます。

番号	意見	意見に対する対応
13	全体をとおして住民票のある高校生を対象にしたサービスやサポート、支援の計画ではないと認識しました。たとえば、町内に高校がない訳ですので通学の援助や新幹線通学をしている方の補助、留学を希望している子どもの支援（独自の奨学金など）、就労支援などあると、湯沢町独自の魅力ある安心して住み続けたい町になり得ると思います。この計画案で高校生は対象になっていないのであれば、12年間も学園のみで過ごし突然放り出されたような子どもたちとその子育て世代の「君」がいることも忘れないでほしいです。	高校生に対しての支援については周知不足な点もあり、今後、高校生本人や保護者からニーズを聞く手段を検討し、よりよいサービスができるよう施策を検討いたします。